

会議録

会議の名称	第55回西東京市建築審査会
開催日時	令和6年3月11日（月曜日）午後2時から2時45分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】井上会長、上木委員、鈴木委員、三沢委員 【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、佐藤主幹、海老澤係長、鈴木主任、山下主任 【事務局】山本係長、水谷主任
議題	議題1 第54回会議録（案）について 議題2 議案第82号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第54回会議録（案） 資料2 議案第82号
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員 第55回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1 第54回会議録（案）について、説明を求める。</p> <p>○事務局 （第54回会議録（案）の説明）</p> <p>○委員 第54回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 （意見なし）</p> <p>○委員 それでは、議事終了後に第54回会議録への署名を上木委員をお願いします。</p> <p>○委員 次に、議題2 議案第82号について、説明を求める。</p> <p>○特定行政庁 （議案第82号の説明）</p> <p>○委員 議案第82号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。</p> <p>○委員 当該道に関する協定について、所有者全員の承諾は得られなかったとのことだが、特定行政庁の所見において、「計画敷地前面から道路に至るまでの関係権利者全員の書面による承諾が得られている」とあるのはなぜか。</p> <p>○特定行政庁 当該道に関する協定については、権利者の1名から承諾を得られなかったものの、当該道が道路に接する部分から計画敷地前面までの範囲においては、権利者全員の承諾が得られていることを記載している。</p> <p>○委員 今回承諾が得られなかった権利者について、過去に当該道に関する協定に承諾していたことはあるか。</p> <p>○特定行政庁 過去の協定書に押印はあるものの、印鑑登録証明書が添付されておらず、承諾印が実印でないことから、承諾として扱うことはできなかった。</p> <p>○委員</p>	

令和4年の協定によって建築されたのはどこか。

○特定行政庁

2335番30である。

○委員

当該道が建築基準法第43条第2項第1号として認定されるためには、何が必要か。

○特定行政庁

認定の基準では、道を通行することについて道の所有者全員からの同意が得られており、かつ、建築基準法施行令第144条の4第1項各号に適合している必要がある。本件では、特定行政庁の所見において説明した「計画敷地前面から道路に至るまでの関係権利者全員の書面による承諾が得られている」範囲が建築基準法施行令第144条の4第1項各号の規定に適合しなかったため認定に至らなかった。

○委員

権利者全員の承諾が得られたら、当該道は法第43条第2項第1号、位置指定道路または市道の、どの案件として扱うのか。

○特定行政庁

位置指定道路の案件であると認識している。

○特定行政庁

市道路線の認定には、位置指定道路の指定が条件の1つであると聞いている。

○委員

資料2-12求積図には、延べ面積とそこから車庫部分を除いた容積算定対象床面積の2つが記載されている。行政の指導によりこのような書き方になったのか。

○特定行政庁

自動車の使用の可能性を考慮し、設計者が記載したと聞いている。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第82号についての質疑を終了する。続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第82号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

令和6年4月の西東京市建築審査会は、案件がないため開催しない。次回開催については、事務局から改めて連絡する。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第55回西東京市建築審査会を終了する。